

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林清澄宿泊施設2使用細則 (ログハウス利用規則)

平成13年4月20日制定

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林宿泊施設使用規則(以下「演習林宿泊使用規則」という)第7条に基づき、千葉演習林清澄宿泊施設2の使用に関して、以下のように細則を定める。

(目的)

第1条

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林(以下「千葉演習林」という。)清澄宿泊施設2は、千葉演習林を研究、実験、実習及び演習等のために使用する者の宿泊に供することを目的とする。

(使用者の条件)

第2条

清澄宿泊施設2を使用できる者は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林利用規則第2条2項及び3項に掲げる者で、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 千葉演習林を利用して卒業論文、修士論文、博士論文のための研究等を行う東京大学、他大学の大学生、大学院生で6日以上滞在する者
- (2) 前号のほか、千葉演習林長が、教育、研究の遂行上必要と認めた者

(雑費)

第3条

清澄宿泊施設2に使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、別に定める敷布や枕カバーのクリーニング代等雑費を納入しなければならない。

(使用者の義務)

第4条

使用者は、演習林宿泊使用規則第5条に掲げる各号のほか、次の各項に留意しなければならない。

- (1) 滞在の限度は1ヶ月とする。
- (2) 入退舎は、土曜、日曜、休日以外の午前9時より午後4時までとする。

(3) 使用する部屋、台所および食堂（居間）、風呂およびトイレの掃除を怠らないこと。

(原状回復等)

第 5 条

使用者は、その責に帰する理由により建物、設備及び備品をき損し、又は消失したときには、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその賠償をしなければならない。また、退舎時には管理者の立合いの上、入舎時と同じ状況に戻すこと。

(転貸等の禁止)

第 6 条

使用者は、清澄宿泊施設 2 を使用目的以外に使用し、又は他の者に使用させてはならない。

(使用の取消等)

第 7 条

千葉演習林長は、演習林宿泊使用規則に定めるもののほか、使用者がこの細則に違反したときには、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。